

## 日本接着歯学会認定医制度施行細則

- 第1条 日本接着歯学会認定医制度規則（以下「規則」という）に定めた条項以外については、この細則に基づき運営する。
- 第2条 規則第4条の規定に基づく認定医の基本的条件としては、次の(1)に加えて(2)・(3)・(4)のうちいずれか1つの要求が満たされなければならない。
- (1) 日本接着歯学会（以下「学会」という）が主催する学術大会・臨床セミナー・シンポジウムへの出席……5年間で3回以上(必須)
  - (2) 学会（本学会の認める学会を含む）発表，筆頭演者1回を含む……2回以上
  - (3) 学会誌（本学会の認める学会誌・一般誌を含む）投稿，筆頭著者1編を含む  
……2編以上
  - (4) 接着歯学を活用した診査・診断及び治療症例のケースプレゼンテーション  
長期症例（3年以上）……1症例  
短期症例……3症例
- なお，症例については別に定める方法により審査（口頭試問）を行う。
- 第3条 規則第5条に規定する認定医とは，本学会に永年顕著に貢献した会員で，理事会の承認を得た者でなければならない。
- 第4条 規則第4条を満たし認定医の資格を申請する者は，次の各号に定める書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。
- (1) 認定医申請書（様式1）
  - (2) 履歴書（様式2）
  - (3) 歯科医師免許証の写し
  - (4) 学会会員歴証明書（様式3）
  - (5) 学会・臨床セミナー・シンポジウム等出席証明書（様式4）
  - (6) 学会発表及び学会誌投稿を証明する書類（様式5）
  - (7) ケースプレゼンテーションの長期症例記録（様式6）
  - (8) ケースプレゼンテーションの短期症例記録（様式7）
- 第5条 規則第8条，第12条，細則第16条に定める手数料は次の各号に定める。
- (1) 認定手数料 1万円
  - (2) 登録料 3万円
  - (3) 更新手数料 1万円
- 第6条 前条に定める既納の認定手数料，登録料，更新手数料は，いかなる理由があっても返却しない。
- 第7条 認定医の資格の更新に当たっては，5年間に(1)に加えて(2)・(3)のうちいずれか1つの要求を満たさなければならない。
- (1) 学術大会及び学会が主催する臨床セミナー等への出席…3回以上(必須)
  - (2) 学会発表…1回以上
  - (3) 学会誌投稿…1編以上
- 第8条 認定医の資格を更新しようとする者は，認定医更新申請書（様式8）に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。
- 認定医更新の申請は，認定医失効期日の1年前から6カ月前までに行わなければならない。
- 第9条 本学会が認める学会，学会誌とは接着歯学に関するものであり，認定審議会の認めるものをいう。
- 第10条 この細則の改正については，認定審議会の議を経て，理事会の承認を得なければならない。

第 11 条 更新時において満 63 歳以上で、必要な要件を満たしている場合は、認定医更新申請書（様式 8）を提出し、終身認定医となることができる。但し、満 63 歳以上でも認定医申請が初回の場合は、通常資格申請手続きが必要である。

附 則

この細則は、平成 13 年 1 月 27 日から施行する。

この細則は、平成 16 年 9 月 11 日から一部改訂施行する。

この細則は、平成 18 年 9 月 9 日から一部改訂施行する。